

平成29年度
第2回 関市公共交通活性化協議会
議案書

平成29年12月25日（月）午後3時
関市役所 6階 6-2会議室

関市公共交通活性化協議会委員名簿

(平成29年12月25日出席者名簿)

任期 平成29年6月1日～平成31年5月31日

No.	区分	氏名	所属及び職名	代理出席者	
				氏名	職名
1	学識経験者	福本 雅之	公益財団法人 豊田都市交通研究所 主任研究員	—	
2	事業者代表	山田 芳喜	社団法人岐阜県バス協会 専務理事	佐藤 浩一	事務局長
3		武藤 行儀	岐阜乗合自動車(株) 常務取締役営業管理部長	光村 克巳	営業管理部部長
4		山田 善章	(株)ドライビングサービス 業務部長	—	
5		成田 和夫	岐阜交通東部(株) 営業部長	—	
6		佐々木 綱行	長良川鉄道株式会社 取締役運輸部長	—	
7		市民・ 利用者代表	遠藤 俊三	関市自治会連合会 会長	—
8	澤井 基光		関市社会福祉協議会 会長	欠席	
9	江崎 久夫		関市老人クラブ連合会 会長	—	
10	粟倉 元臣		関商工会議所 副会頭	—	
11	渡邊 大吾		関市PTA連合会 (板取小学校PTA会長)	欠席	
12	金城 淑子		関市女性連絡協議会 会計	—	
13	岐阜運輸支局	二輪 昭宏	中部運輸局岐阜運輸支局 首席運輸企画専門官	宇佐美 有紗	運輸企画専門官
14	運転手組合代表	鷺見 高志	岐阜乗合自動車労働組合 執行委員長	欠席	
15	岐阜県公共交通課	浅倉 和仁	岐阜県 都市建設部 公共交通課長	森 隆行	公共交通課主事
16	道路管理者	野田 純大	国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所 管理第一課長	—	
17		河村 雅美	岐阜県土整備部美濃土木事務所 道路維持課長	—	
18	関警察署	吉田 三紀	関警察署 交通課長	瀧森 克彦	交通総務係長
19	関市	中村 繁	関市 副市長 (会長)	—	
20		桜田 公明	関市 企画部長 (幹事長)	—	
21		坂井 英一	関市 建設部長	—	

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

議案第1号 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

資料1 平成29年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要

資料2 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価

議案第2号 バス乗降所の移設と路線変更について

議案第3号 関上之保線ゾーン料金の変更について

議案第4号 デマンド乗合タクシーの予約締切時間の変更について

議案第5号 土日祝日限定1日乗車券の設定について

4 報告事項

報告第1号 平成29年度関シティバスの実績について

資料3 関シティバス平成29年度運行実績一覧

報告第2号 武儀・上之保地域内バス運営団体の統合について

報告第3号 関上之保線の路線変更等について

報告第4号 学生通学支援補助について

報告第5号 デマンド乗合タクシー乗降所の廃止について

報告第6号 デマンド乗合タクシーの運行内容について

報告第7号 関市地域公共交通網形成計画の一部変更について

報告第8号 次年度の施策について

5 その他

6 閉会

議案第2号

バス乗降所の移設と路線変更について

1 該当路線

わかくさ・田原線

2 実施日

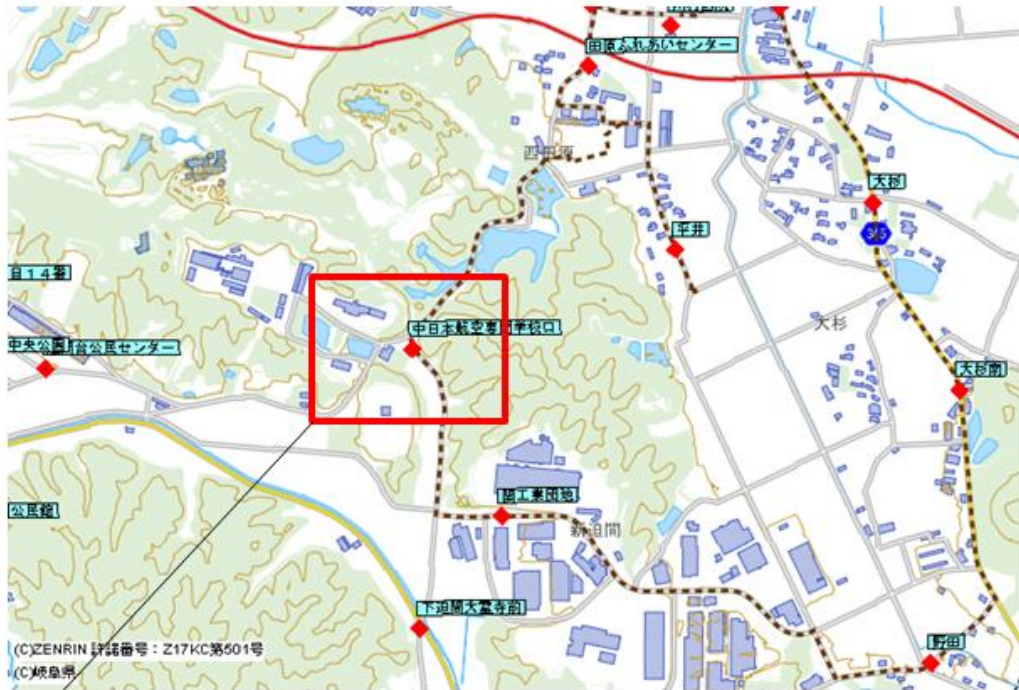
平成30年4月1日

【要旨】

関市迫間地内「わかくさ・田原線」の「中日本航空専門学校口」乗降所を移設し、路線を変更するものです。運行距離を700m延長しますが、時刻の変更はしません。

	改正前	改正後
運行事業者	株式会社ドライビングサービス	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	関シティターミナル～中濃厚生病院～中日本航空専門学校口 ～関シティターミナル	
運行距離	36.5 km	37.2 km
運行本数	4便/日	
運行日	毎日運転 (12月30日～1月3日運休)	
所要時間	1時間28分	
運賃	・1乗車 100円 (障がい者・小人は半額) ・回数券 (11枚綴り1,000円)	
補助形態	運行委託	

中日本航空専門学校口バス乗降所



中日本航空専門学校口バス乗降所移設先



拡大図



議案第3号

関上之保線ゾーン料金の変更について

東エリア（武儀・上之保）地域内バスの統合と日中の最終バス停留所の変更により、関上之保線のゾーン料金を平成30年4月1日から変更する。

<変更前>

						川合車庫
上之保地区					下名倉	100
				一柳	100	200
武儀地区			高澤観音口		100	200
		上日立	100	200	300	300
関地区		関ティターミナル	100	200	200	300
中濃厚生病院	100	100	200	200	300	300

<変更後>

						川合車庫
					下名倉	100
東エリア				一柳	100	100
			高澤観音口		100	100
		上日立	100	200	200	200
関地区		関ティターミナル	100	200	200	200
中濃厚生病院	100	100	200	200	200	200

※回数券11枚つづり普通1,000円（100円券×11枚綴り）、小人・障がい者500円（50円券×11枚綴り）は、引き続き適用する。

議案第4号

デマンド乗合タクシーの予約締切時間の変更について

デマンドタクシー利用者の利便性を向上するため、平成30年1月1日より、デマンドタクシーの予約締切時間を1時間前から45分前に変更する。

〈 変 更 前 〉

下有知、瀬尻・広見地区→関地区	
8:00	前日18:00まで
9:00	8:00まで
10:00	9:00まで
11:00	10:00まで
12:00	11:00まで
13:00	12:00まで
14:00	13:00まで
15:00	14:00まで
16:00	15:00まで
17:00	16:00まで

関地区→下有知、瀬尻・広見地区	
8:40	前日18:00まで
9:40	8:40まで
10:40	9:40まで
11:40	10:40まで
12:40	11:40まで
13:40	12:40まで
14:40	13:40まで
15:40	14:40まで
16:40	15:40まで
17:40	16:40まで

〈 変 更 後 〉

下有知、瀬尻・広見地区→関地区	
8:00	前日18:00まで
9:00	8:15まで
10:00	9:15まで
11:00	10:15まで
12:00	11:15まで
13:00	12:15まで
14:00	13:15まで
15:00	14:15まで
16:00	15:15まで
17:00	16:15まで

関地区→下有知、瀬尻・広見地区	
8:40	前日18:00まで
9:40	8:55まで
10:40	9:55まで
11:40	10:55まで
12:40	11:55まで
13:40	12:55まで
14:40	13:55まで
15:40	14:55まで
16:40	15:55まで
17:40	16:55まで

議案第5号

土日祝日限定1日乗車券の設定について

○趣旨

利用者が低迷する休日の利用促進策として、土日祝日限定1日乗車券を設定し利用者増を図る。

○適用方法

有効日1日、1名に限り、何回でも乗車可能とする。

○対象路線

岐阜板取線・関シティバス（ダイヤモンドバスを除く）・関上之保線・関板取線・牧谷線・岐阜バス全路線・山縣市ハーバス・岐北線・各務原市ふれあいバス、みずほバス

※明治村線、リトルワールド・モンキーパーク線、イオンモール各務原線、快速イオンモール各務原線、高速乗合バス（新宿線、岐阜高山線、名古屋白川郷線、関・長島線、高速八幡線、高速名古屋線、高速特急名古屋線）市町村自主運行バス（岐阜市コミュニティバス、美濃加茂あい愛バス）は対象外

※対象路線は変更となる場合があります

○通用期間

春季：毎年3月最初の土日祝日～5月最後の土日祝日

秋季：毎年9月最初の土日祝日～11月最後の土日祝日

○発売額

500円（小人、障がい者運賃も同額）

○発売箇所

岐阜バス関営業所、関シティターミナル待合所

岐阜バスターミナル、JR岐阜駅案内所、岐阜バス各営業所、岐阜バス各旅行センター、岐阜大学生協、平和堂高富店、平和堂東海日野店、マーサ21、バロー芥見店、バローモレラ岐阜店、長良川温泉各旅館とホテル、岐阜駅前各ホテル

※発売箇所は変更となる場合があります

○目標

年間46,000枚（2017年実績 約45,000枚）

報告第2号

武儀・上之保地域内バス運営団体の統合について

1 経過

期 日	内 容
6月22日	上之保地域バス運営協議会で統合の説明
7月25日	武儀地域バス運営協議会で統合の説明
8月22日	武儀・上之保地域バス運行に関する合同会議 統合に向けてのスケジュールの確認とバス運行（案）を提示。 関上之保線の見直しが決まり次第、運行方法を検討することにした。
10月1日 ～15日	デマンド運行についてアンケート調査の実施（別紙参照）
10月24日	バス運行予算打ち合わせ 受付、運行管理者、大型・小型運転手賃金と車両にかかる維持費等を要求
11月15日	地域内バス武儀・上之保事務局打ち合わせ
11月17日	地域バス東エリア運行に係る運行方法の検討会議 (1) 現在の進捗状況 (2) 運行方法について
12月7日	武儀地域バス運営協議会
12月12日	上之保地域バス運営協議会

2 統合のメリット

- ・武儀地域と上之保地域間の相互乗り入れが可能となり、買い物や通院、温泉等への交通手段として利用できる。
- ・運転手や所有する車両が増えたことにより、車両の手配や運行計画が緩和される。
- ・今回の統合で、運行方法を上之保地域の小学生の通学時間帯を除き、デマンド方式を採用することになったので、武儀地域は3地区とも週2回運行であったものが平日は毎日運行になる。

3 今後の予定

路線・時刻表の検討	12月から
設立協議会	1月
自治会、老人会等の説明	1月から
人員確保（受付・運転手）	1月から3月
広報による周知	3月号
運行協定書の締結	3月

4 体制表

	現体制		新体制(案)
	武儀地域	上之保地域	
運営協議会	武儀地域バス運営協議会	上之保地域バス運営協議会	津保川地域バス運営協議会
運行主体	NPO 法人日本平成村 富之保 2001-1	NPO 法人上之保さつき交流協会 上之保 14847-1	NPO 法人日本平成村 富之保 2001-1
運行事業者 事務所	武儀生涯学習センター 富之保 2001-1	上之保ふるさと会館 上之保 14847-1	武儀生涯学習センター 富之保 2001-1
運行方法	定時定路線	定時定路線	デマンド(定路線型) 定時定路線(通学時間帯のみ)
運行路線	学習センター～富之保～学習センター 34.4km 26,719km 学習センター～中之保～学習センター 36.1km 36,488km 学習センター～下之保～学習センター 32.4km 23,010km 年間 86,217km	川合車庫～行合～鳥屋市 22.2km 39,000km 川合車庫～上会津～上之保船山 8.9km 8,000km 川合車庫～中会津～明ヶ島 9.5km 9,500km 川合車庫～名倉～津保川診療所 6.5km 7,000km 年間 63,500km	
運行便数	学習センター～富之保～学習センター 6往復 学習センター～中之保～学習センター 6往復 学習センター～下之保～学習センター 6往復	川合車庫～行合～鳥屋市 3.5往復(内0.5は予約運行) 川合車庫～上会津～上之保船山 5.5往復(内0.5は予約運行) 川合車庫～中会津～明ヶ島 3.5往復(内0.5は予約運行) 川合車庫～名倉～津保川診療所 4往復	
運行日	年末年始と土日祝日は運休 富之保 月・水曜日 中之保 火・木曜日 下之保 水・金曜日	年末年始と土日祝日は運休 運行は月～金	年末年始、土日祝日は運休
輸送人員	H26 5,274人(前年比+224人) H27 5,281人(前年比+7人) H28 4,845人(前年比-436人)	H26 11,693人(前年比-3,418人) H27 12,848人(前年比+1,155人) H28 9,145人(前年比-3,703人)	14,000人(予定)
運行日数	富之保コース 96日 中之保 97日 下之保 100日	281日	
スクールバス兼 務運行	無し	有り(小学校) 夏季プール強化期間中に臨時運行有	有り(上之保小学校) 43人中15人利用(平成29年度) 夏季プール強化期間中に臨時運行有

車両	ハイエース1台(市貸与) NPO1台	マイクロバス2台(市貸与) ハイエース3台(市貸与)	マイクロバス2台(市貸与) ハイエース4台(市貸与) NPO1台
決算額	7,791,172円	16,716,877円	—
運転者	8人 大型Ⅱ種1名 大型Ⅰ種4名 普通Ⅰ種3名	9人 大型Ⅱ種2名 大型Ⅰ種7名	17人 大型Ⅱ種3名 大型Ⅰ種11名 普通Ⅰ種3名
運転手賃金	1,000円/h	1,500円/h	大型と普通で賃金の単価を変える
協議会組織	8人(事務局除く) 運行事業者 理事長、運転手 事務局 自治連 支部長、副支部長(3) 社会福祉協議会 支部長 民協 武儀地区会長	12人(事務局除く) 自治連 支部長、総務部長 ふれまち 委員長、副委員長 さつき交流協会 理事長他1名 社会福祉協議会 支部長 老人クラブ 支部長 赤十字奉仕団 分団長 民協 委員 上之保小学校PTA 会長 上之保小学校 校長	14人 自治連 武儀・上之保支部長 上之保ふれまち 委員長 運行事業者 武儀理事長 (地域委員会代表者と兼務) 上之保理事長 武儀・上之保運転手 事務局 社協 武儀・上之保支部長 民協 武儀・上之保地区会長 老人クラブ 上之保支部長 上之保小学校PTA 会長 上之保小学校 校長 赤十字奉仕団 武儀・上之保分団長
市担当部署	武儀事務所	上之保事務所	武儀事務所(主担当) 上之保事務所(副担当)

※地域内バスは、平成21年から無償運行でスタートしました。自家用有償旅客運送を行うには、地域の合意、運行管理及び整備体制等を整え、運輸局に申請し、登録しなければいけません。関市地域公共交通網形成画の目標4-1にも記載がありますように無償運行から有償運行への運行へ移行できるよう進めていきます。

報告第3号

関上之保線の路線変更等について

以下の4点について、平成30年4月1日から運行できるように関上之保線の路線変更等を進めています。平成30年1月中に書面表決をお願いするものです。

1 最終バス停の変更

朝・夕を除き、昼間の便を武儀生涯学習センター発着にする。(次ページ時刻表参照)

上り川合車庫 11:58 発以降の4便と下りの川合車庫 8:53 着以降の4便

2 減便

上り下りとも午後の便を1便減便する。(次ページ時刻表参照)

上り(川合車庫発) 14:49 発、下り(中濃厚生病院発) 13:32 発

3 路線変更

栗野中野バス停を無くし、中之保多々羅経由で運行する。

現状 武儀郵便局 → 武儀中野 → 武儀事務所

変更後 武儀郵便局 → 多々羅 → 間吹 → 乙亀 → 武儀事務所

距離 2.4 km 増、所要時間 5 分 増 (始発時間を 5 分 早める)



02【関上之保線】（平日用）

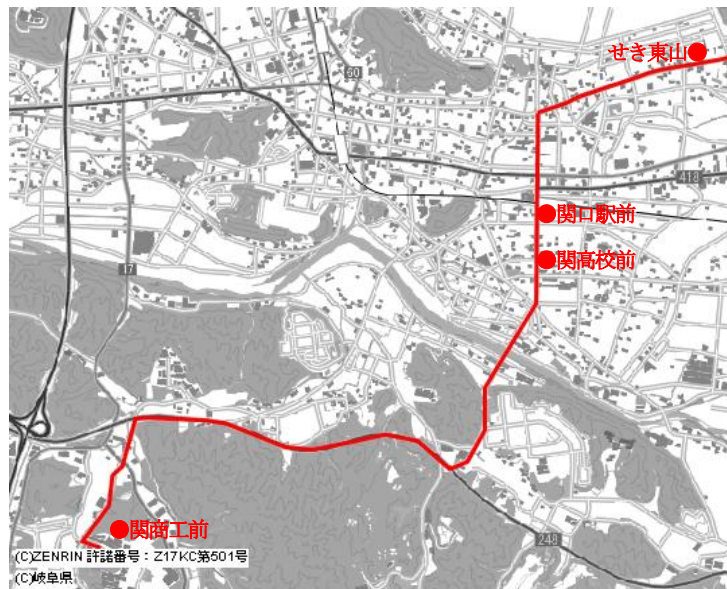
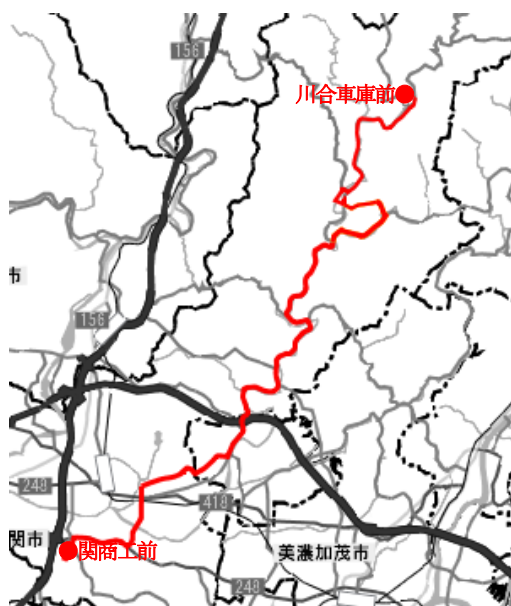
毎日運転（8/13～8/15と12/29～1/3は休日運行）

		高校直行便						学C発					
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
関上之保線 栄町1丁目行き 平日用	区間 和 (km)	ラップ (分)	川合車庫	川合車庫	川合車庫	川合車庫	川合車庫	川合車庫	川合車庫	川合車庫	川合車庫	川合車庫	
			6:05	6:28	7:05	7:45	9:13	10:33	11:58	13:29	14:49	17:03	18:23
			関東山	中濃厚	中濃厚	中濃厚	中濃厚	中濃厚	中濃厚	中濃厚	中濃厚	中濃厚	中濃厚
			6:48	7:30	8:07	8:47	10:15	11:35	13:00	14:35	15:55	18:05	19:25
川合車庫			6:05	6:28	7:05	7:45	9:13	10:33	11:58	13:29	14:49	17:03	18:23
上之保川合	0.8	0:01	6:06	6:29	7:06	7:46	9:14	10:34	11:59	13:30	14:50	17:04	18:24
上之保小学校前	0.9	0:01	6:07	6:30	7:07	7:47	9:15	10:35	12:00	13:31	14:51	17:05	18:25
和田野	0.5	0:01	6:08	6:31	7:08	7:48	9:16	10:36	12:01	13:32	14:52	17:06	18:26
船山口	0.6	0:01	6:09	6:32	7:09	7:49	9:17	10:37	12:02	13:33	14:53	17:07	18:27
上之保温泉	0.8	0:01	//	//	//	//	//	//	//	13:36	14:56	//	//
名倉	0.9	0:01	6:10	6:33	7:10	7:50	9:18	10:38	12:03	13:38	14:58	17:08	18:28
下名倉	0.7	0:01	6:11	6:34	7:11	7:51	9:19	10:39	12:04	13:39	14:59	17:09	18:29
一柳	1.0	0:01	6:12	6:35	7:12	7:52	9:20	10:40	12:05	13:40	15:00	17:10	18:30
武儀倉口	0.9	0:02	6:14	6:37	7:14	7:54	9:22	10:42	12:07	13:42	15:02	17:12	18:32
岩	0.5	0:01	6:15	6:38	7:15	7:55	9:23	10:43	12:08	13:43	15:03	17:13	18:33
武儀生涯学習センター	0.8	0:02	6:17	6:40	7:17	7:57	9:25	10:45	12:10	13:45	15:05	17:15	18:35
武儀郵便局前	0.3	0:01	6:18	6:41	7:18	7:58	9:26	10:46	12:11	13:46	15:06	17:16	18:36
武儀中野	0.5	0:01	6:19	6:42	7:19	7:59	9:27	10:47	12:12	13:47	15:07	17:17	18:37
武儀事務所	1.7	0:03	6:22	6:45	7:22	8:02	9:30	10:50	12:15	13:50	15:10	17:20	18:40
小宮	0.8	0:01	6:23	6:46	7:23	8:03	9:31	10:51	12:16	13:51	15:11	17:21	18:41
大門	1.1	0:01	6:24	6:47	7:24	8:04	9:32	10:52	12:17	13:52	15:12	17:22	18:42
天正寺口	0.6	0:01	6:25	6:48	7:25	8:05	9:33	10:53	12:18	13:53	15:13	17:23	18:43
上殿村	0.5	0:01	6:26	6:49	7:26	8:06	9:34	10:54	12:19	13:54	15:14	17:24	18:44
殿村	0.7	0:01	6:27	6:50	7:27	8:07	9:35	10:55	12:20	13:55	15:15	17:25	18:45
殿村局前	0.3	0:01	6:28	6:51	7:28	8:08	9:36	10:56	12:21	13:56	15:16	17:26	18:46
上野	0.9	0:02	6:30	6:53	7:30	8:10	9:38	10:58	12:23	13:58	15:18	17:28	18:48
高沢観音口	0.9	0:02	6:32	6:55	7:32	8:12	9:40	11:00	12:25	14:00	15:20	17:30	18:50
上日立	0.7	0:01	6:33	6:56	7:33	8:13	9:41	11:01	12:26	14:01	15:21	17:31	18:51
下日立	0.8	0:01	6:34	6:57	7:34	8:14	9:42	11:02	12:27	14:02	15:22	17:32	18:52
神野	1.2	0:02	6:36	6:59	7:36	8:16	9:44	11:04	12:29	14:04	15:24	17:34	18:54
西神野	1.5	0:02	6:38	7:01	7:38	8:18	9:46	11:06	12:31	14:06	15:26	17:36	18:56
三羽尻	0.7	0:01	6:39	7:02	7:39	8:19	9:47	11:07	12:32	14:07	15:27	17:37	18:57
小牧口	1.2	0:01	6:40	7:03	7:40	8:20	9:48	11:08	12:33	14:08	15:28	17:38	18:58
大平賀	1.2	0:02	6:42	7:05	7:42	8:22	9:50	11:10	12:35	14:10	15:30	17:40	19:00
長峰坂	1.0	0:02	6:44	7:07	7:44	8:24	9:52	11:12	12:37	14:12	15:32	17:42	19:02
岐阜医療科学大前	0.7	0:02	6:46	7:09	7:46	8:26	9:54	11:14	12:39	14:14	15:34	17:44	19:04
せき東山	1.0	0:03	6:48	7:12	7:49	8:29	9:57	11:17	12:42	14:17	15:37	17:47	19:07
平賀町	0.3	0:01	...	7:13	7:50	8:30	9:58	11:18	12:43	14:18	15:38	17:48	19:08
東町	0.3	0:00	...	7:13	7:50	8:30	9:58	11:18	12:43	14:18	15:38	17:48	19:08
吉野町	0.3	0:01	...	7:14	7:51	8:31	9:59	11:19	12:44	14:19	15:39	17:49	19:09
仲町	0.3	0:01	...	7:15	7:52	8:32	10:00	11:20	12:45	14:20	15:40	17:50	19:10
西町	0.3	0:00	...	7:15	7:52	8:32	10:00	11:20	12:45	14:20	15:40	17:50	19:10
吉田町	0.2	0:01	...	7:16	7:53	8:33	10:01	11:21	12:46	14:21	15:41	17:51	19:11
本町1丁目	0.2	0:01	...	7:17	7:54	8:34	10:02	11:22	12:47	14:22	15:42	17:52	19:12
安桜山公園前	0.3	0:01	...	7:18	7:55	8:35	10:03	11:23	12:48	14:23	15:43	17:53	19:13
本町5丁目	0.2	0:01	...	7:18	7:55	8:35	10:03	11:23	12:48	14:23	15:43	17:53	19:13
西木戸	0.5	0:01	...	7:20	7:57	8:37	10:05	11:25	12:50	14:25	15:45	17:55	19:15
関シティターミナル	0.2	0:02	...	7:22	7:59	8:39	10:07	11:27	12:52	14:27	15:47	17:57	19:17
関信用金庫本店前	0.6	0:01	...	7:23	8:00	8:40	10:08	11:28	12:53	14:28	15:48	17:58	19:18
関市役所	1.0	0:03	...	7:26	8:03	8:43	10:11	11:31	12:56	14:31	15:51	18:01	19:21
わかき・プラザ	0.1	0:01	...	7:27	8:04	8:44	10:12	11:32	12:57	14:32	15:52	18:02	19:22
中濃厚生病院	0.7	0:03	...	7:30	8:07	8:47	10:15	11:35	13:00	14:35	15:55	18:05	19:25
	31.4	1:02	0:43	1:02	1:02	1:02	1:02	1:02	1:02	1:06	1:06	1:02	1:02

4 高校直行便の運行

通学に便利な高校への直行便を朝夕にそれぞれ一便運行する。

- (1) 路線名 … 高校直行便
 (2) 路線延長 … 延長35.2km
 (3) 停留所 … 40か所
 (4) 新設年月日 … 平成30年4月1日



(5) 運行概要

項目	内容
運行事業者	岐阜乗合自動車株式会社
運行ルート の概要	過疎地域（武儀・上之保地域）から便利に市内の高校に通学できる高校直行便を運行します。
起点	川合車庫
主な経由地	せき東山、関高校、関口駅
終点	関商工西（関商工高等学校）
延長（片道）	川合車庫～関高校前～関商工前 35.2km
所要時間（片道）	川合車庫～関高校前～関商工前 66分
運行時刻	上り 川合車庫 7:00 発～せき東山 7:49～関商工西 8:06 着 下り 関商工西 17:53 発～せき東山 18:10～川合車庫 18:58 着
運行本数 （運行日）	2本/日 （平日運行 ※運休日 土日祝祭日、夏休み、年末年始）
料金	1乗車 ゾーン制 上之保・武儀地区から通学する生徒 200円 関地区から通学する生徒 100円
利用者見込 （乗降調査より）	30名 東エリア（富野・武儀・上之保）地域の高校在籍数 59名（内訳 関高校24名、関商工高校19名、関有知高校16名）

報告第4号

学生通学支援補助について

- 主 旨** 関市内から関シティバスと長良川鉄道(株)の通学定期券を利用し通学する高校生の保護者に対して補助を行い、運賃負担の緩和及び長良川鉄道の利用促進を図る。
- 対 象 者** 関シティバスと長良川鉄道(株)の通学定期券を利用し通学する関市在住の高校生
- 対象路線** 関板取線、関上之保線、関シティバスと長良川鉄道
- 適用方法** 市が発行する証明書を降車時に提示
- 割 引 額** 通学に対する運賃負担は長良川鉄道分のみで、関シティバス分を割引し、割引分は市が負担する。
- そ の 他** 平成30年4月1日より新規路線として運行する高校直行便のダイヤは、関有知高校の一部生徒(約8名)も利用しており、関シティターミナルやわかくさプラザで降車し、自転車通学をしている。高校直行便の運行により、路線が変更される為、現在の通学手段では通学できなくなるが学生通学支援補助により、保護者の負担を増やすことなく、長良川鉄道を使って通学できる代替手段となり、かつ長良川鉄道の利用者増につながる。

参 考

関有知高校の場合

現行料金		16,060 円	⇒	新制度料金		8,060 円
内	長良川鉄道通学定期 (1カ月)	8,060 円		内	長良川鉄道通学定期 (1カ月)	8,060 円
	関シティバス	8,000 円			関シティバス	市負担
訳	(武儀地域から乗車した場合 400 円 (往復) × 20 日)			訳		

高校直行便 川合車庫バス停 7:00 発 ⇒ 関高校前バス停 7:55 着
 長良川鉄道 関口駅 8:03 発 ⇒ 関下有知駅 8:13 着

武義高校の場合

現行料金		18,240 円	⇒	新制度料金		10,240 円
内	長良川鉄道通学定期 (1カ月)	10,240 円		内	長良川鉄道通学定期 (1カ月)	10,240 円
	関シティバス	8,000 円			関シティバス	市負担
訳	(武儀地域から乗車した場合 400 円 (往復) × 20 日)			訳		

関上之保線 川合車庫バス停 6:23 発 ⇒ 関シティターミナルバス停 7:22 着
 長良川鉄道 関 駅 7:46 発 ⇒ 梅山駅 7:59 着

報告第5号

デマンド乗合タクシー乗降所の廃止について

- 1 バス乗降所の廃止
 サークルK関下有知店
- 2 該当地区
 下有知地区
- 3 実施日
 平成30年1月1日

【要旨】

サークルK関下有知店バス乗降所は、デマンドタクシーの運行開始時にサークルK関下有知店にお願いして乗降所を設置していましたが既に閉店しており、今後も開店の予定が無く、乗降所の土地は借地です。よって「下有知地区」サークルK下有知店乗降所を廃止します。なお、直近半年間の利用者を調査したところ、月に1名で使用される方は同じ方なので、要望がありましたら乗降所の設置を検討します。

報告第6号

デマンド乗合タクシーの運行内容について

デマンドタクシー利用者の利便性を向上するため、平成30年1月1日より、デマンドタクシーの台数の制限を無くし、次のとおり運行内容を変更する。

<変更前>

予約していただく乗合型のタクシーです。定員4人のタクシーで、瀬尻・広見地区1台、下有知地区1台で関市街地を運行します。同じ地区内での乗降はできます。運行経路は市街地より遠い乗降所から迎えに行き、目的地に近い順に回りながら移動します。

<変更後>

予約していただく乗合型のタクシーです。定員4人のタクシーで、瀬尻・広見地区、下有知地区を運行します。同じ地区内での乗降はできます。運行経路は市街地より遠い乗降所から迎えに行き、目的地に近い順に回りながら移動します。

報告第7号

関市地域公共交通網形成計画の一部変更について

高校直行便と事務局スケジュールを追加する。
次回6月の関市公共交通活性化協議会で協議予定。

報告第8号

次年度の施策について

- 1 西エリアの地域内バス統合の推進（板取地域のデマンド運行も含める）
- 2 地域内バスの有料化に向けての準備
- 3 再編実施計画に向けた運行路線の検討（買い物循環線と病院循環線を1本化し、市街地における運行の強化する等）

関市公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 関市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことを協議するために設置する。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画及び形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 市の公共交通政策の推進に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (6) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、法第6条第2項及び道路運送法施行規則（昭和26年省令第75号）第9条の3の規定に基づき、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 岐阜県バス協会、岐阜県タクシー協会又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 岐阜県公共交通課長又はその指名する者
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 関警察署長又はその指名する者
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(構成員の任期)

第4条 協議会の構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人並びに監事2人を置く。

- 2 会長、副会長及び監事は、協議会の構成員から選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を次条に定める協議会の会議において報告しなければならない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長は、会長又は会長が指名する者をもって充てる。

- 2 会議の議事は、過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 協議会の構成員は、会議に代理人を出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 法第6条第5項の規定に基づき、協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、関市の補助金その他の収入をもって充てる。

(費用弁償等)

第11条 委員等は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償等の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、関市企画部市民協働課において処理する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。

この規約は、平成27年7月10日から施行する。